

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税、関税:外)(国税 17)(関税2) (法人住民税、事業税:義、個人住民税、事業所税:外)(地方税 14) <b>【新設・拡充〔延長〕】</b>
3	租税特別措置等の内容	《内容》 1. 国税((1)~(3)は選択制) (1)投資税額控除(法人税) ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額から法人税額から控除 ・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が <sup>※</sup> 1,000万円を超えるもの8%、 ・機械及び装置の合計額が100万円を超えるもの15% イ 法人税額の20%限度(繰越税額控除4年)、取得価額の上限20億円 ウ 対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる  (2)特別償却(法人税、所得税) ア 1,000万円を超える建物等25%、100万円を超える機械及び装置50% イ 取得価額の上限度額20億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定  (3)所得控除 ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において、特別事業認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(特別事業認定法人で、法人設立後10年間)  2. 地方税 (1)法人住民税、個人住民税、事業税 上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する(自動連動)。 (2)事業所税 那覇市で新設された国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の標準課税を2分の1控除する。

		<p>3. 延長要望</p> <p>適用期限(平成 29 年 3 月 31 日)を5年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄振興特別措置法 第 48 条、第 49 条</li> <li>・租税特別措置法 第 12 条、第 42 条の 9、第 45 条、第 60 条、第 68 条の 13、第 68 条の 27、第 68 条の 63</li> <li>・租税特別措置法施行令 第 6 条の 3、第 27 条の 9、第 28 条の 9、第 36 条、第 39 条の 43、第 39 条の 56、第 39 条の 90</li> <li>・租税特別措置法施行規則 第 5 条の 14、第 20 条の 4、第 20 条の 16、第 21 条の 18、第 22 条の 26、第 22 条の 37、第 22 条の 61</li> <li>・地方税法 第 6 条、附則第 33 条</li> <li>・地方税法施行令 附則第 16 条の 2 の 8</li> </ul>
4	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年 8 月 分析対象期間:平成 24 年度～33 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>○平成 10 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自由貿易地域 拡充</li> <li>・特別自由貿易地域 創設</li> </ul> <p>○平成 14 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長</li> </ul> <p>○平成 19 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長</li> </ul> <p>○平成 24 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際物流拠点産業集積地域 創設</li> <li>・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止</li> </ul> <p>○平成 26 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際物流拠点産業集積地域 拡充(対象業種の追加等)</li> </ul>
7	適用又は延長期間	5年間(平成 29 年度～平成 33 年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>急成長するアジアの中心に位置する沖縄にとって、地理的優位性を活かすことが可能な国際物流拠点産業は、新たなリーディング産業として大きなポテンシャルを有している。</p> <p>このため、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)において沖縄の自立的発展に資するとともに沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することとされ、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成 24 年 5 月 11 日内閣総理大臣決定)において、成長するアジア地域の活力を取り込み、国際物流拠点産業等を新しいリーデ</p>

イング産業として確立していくことにより沖縄の自立を図るとともに、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していくこととしている。

○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)

(目的)

第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

十一 国際物流拠点産業 国際物流拠点(国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。)において積込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であって政令で定めるものをいう。

(国際物流拠点産業集積地域の指定)

第四十一条 沖縄県知事は、国際物流拠点産業の集積を図るための計画(以下「国際物流拠点産業集積計画」という。)を定めることができる。

2 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であって、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域(以下「国際物流拠点産業集積地域」という。)の区域

三 国際物流拠点産業の集積を図るため沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容

3～8項(略)

(国際物流拠点産業集積地域における事業の認定)

第四十三条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であって政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。

2～5項(略)

○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定)

Ⅱ 沖縄の振興の意義及び方向

2 沖縄振興の方向

(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展

アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性

		<p>を生かした産業振興を戦略的に進めていく。</p> <p>特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(3) 国際物流拠点産業</p> <p>那覇空港においては国際貨物ハブ化が推進されており、那覇港、中城湾港も含めた沖縄の国際物流拠点を通じ、アジア各都市との間で原材料や部品の機動的な調達、迅速な製品等の供給が可能となっている。</p> <p>こうした国際物流拠点を活用する電気・電子機器や医薬品・健康食品等を製造する高付加価値型のもづくり企業や、eコマース、リペアセンター等の新たな高機能型の物流企業といった臨空・臨港型産業(国際物流拠点産業)の集積を積極的に図るとともに、海外市場等へのビジネス展開支援、空港と港との効率的な連携(シー&amp;エア)の推進、関連するインフラの整備等を目指す。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【政策】11 沖縄政策の推進</p> <p>【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>平成 33 年度</p> <p>進出後に税制を活用した企業数 30 社</p> <p>上述の企業進出に伴う雇用者数の増加 870 人</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>国際物流拠点産業集積地域については、那覇空港や那覇港の物流機能向上及び国際貨物便の充実に加え、本税制が後押しをすることで、アジア市場を視野に入れた県外企業の進出が着実に進み、雇用も増加している。具体的には、半導体製造や流量計製造等の高付加価値の製造業、精密機器等のパーツセンターなど、沖縄の貨物ハブ機能を活かした企業の進出が続いており、那覇空港の平成 27 年現在の国際貨物取扱量は、成田、関空、羽田に次ぐ国内第4位となっているところ。</p> <p>今後は、平成 29 年度に航空機整備基地、平成 31 年度末に那覇空港第2滑走路の供用開始が予定されており、更にアジア市場への近接性が高まることから、アジア展開を目的に沖縄への投資を検討している企業を本税制優遇により後押しすることで、効果的に企業誘致を推進することができる。</p> <p>また、進出した企業が工場や機械装置の導入において税制を活用することで、減税による余力を事業規模拡大や従業員数の増加にあてることが可能となり、沖縄県内の製造業の高付加価値化、ひいては民間主導の自立型経済の構築に寄与するものである。</p>

9	有効性等	① 適用数等	<p>1. 税制優遇措置の適用状況          国税及び地方税の特例措置の適用状況</p> <p>(過去4年間の実績)</p> <p style="text-align: right;">(単位: 件、百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">国税</td> <td rowspan="2">所得控除 (法人)</td> <td>適用件数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>16</td> <td>0</td> <td>18</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除 (法人)</td> <td>適用件数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別償却 (法人)</td> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別償却 (所得)</td> <td>適用件数</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地方税</td> <td rowspan="2">法人住民税</td> <td>適用件数</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人住民税</td> <td>適用件数</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業税</td> <td>適用件数</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業所税</td> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成24年度から平成26年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。          ※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成24年度から平成26年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。          ※地方税(事業所税)及び平成27年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。          ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。          ※事業税に地方法人特別税を含んでいる。          ※事業所税については那覇市のみ措置。          ※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p><b>適用実績が僅少な理由</b></p> <p>税制優遇を呼び水とした特区内への企業誘致は着実に進んでおり、那覇地区及びうるま・沖縄地区における平成24・25年度の2年間の進出企業数は合計14社であったが、平成26年度の税制改正による要件緩和を受け、平成26・27年度の2年間の進出企業数は合計29社となり、新たに2社が所得控除に係る特別事業認定を受けている。</p> <p>しかしながら、中小企業白書2014において「投資時点から初めて単月で黒字化するまでには平均でおよそ3年近くかかっている」とあるように、企業の黒字化には一定期間を要する等により、これまでの適用実績は上表のとおりとなっている。</p> <p>今後は、これら進出企業の新たな投資や特別事業認定取得による税制活用を見込むとともに、引き続きセミナー等の開催による更なる企業誘致や税理士及び企業の個別訪問等によるきめ細かい制度周知に努め、一層の活用を図っていきたい。</p>	項目			H24	H25	H26	H27	国税	所得控除 (法人)	適用件数	1	0	2	2	適用額	16	0	18	41	投資税額控除 (法人)	適用件数	1	2	3	1	適用額	12	13	5	1	特別償却 (法人)	適用件数	0	0	0	0	適用額	0	0	0	0	特別償却 (所得)	適用件数	-	-	-	-	適用額	-	-	-	-	地方税	法人住民税	適用件数	-	-	-	-	適用額	3	2	2	-	個人住民税	適用件数	-	-	-	-	適用額	-	-	-	-	事業税	適用件数	-	-	-	-	適用額	1	0	2	-	事業所税	適用件数	0	0	0	0	適用額	0	0	0	0
項目			H24	H25	H26	H27																																																																																														
国税	所得控除 (法人)	適用件数	1	0	2	2																																																																																														
		適用額	16	0	18	41																																																																																														
	投資税額控除 (法人)	適用件数	1	2	3	1																																																																																														
		適用額	12	13	5	1																																																																																														
	特別償却 (法人)	適用件数	0	0	0	0																																																																																														
		適用額	0	0	0	0																																																																																														
特別償却 (所得)	適用件数	-	-	-	-																																																																																															
	適用額	-	-	-	-																																																																																															
地方税	法人住民税	適用件数	-	-	-	-																																																																																														
		適用額	3	2	2	-																																																																																														
	個人住民税	適用件数	-	-	-	-																																																																																														
		適用額	-	-	-	-																																																																																														
	事業税	適用件数	-	-	-	-																																																																																														
		適用額	1	0	2	-																																																																																														
	事業所税	適用件数	0	0	0	0																																																																																														
		適用額	0	0	0	0																																																																																														

2. 適用数の将来予測

今後は、平年度で所得控除 37 百万円、投資税額控除で 21 百万円の適用を見込む。(上記達成目標実現等の仮定のもとでの試算。)

② 減収額

(平成 26 年度税制改正後の減収額実績)

(単位:百万円)

	H24	H25	H26	H27
減収額	16	13	10	11

(平成 24 年度から平成 26 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、平成 27 年度は沖縄県庁実施の企業アンケート調査。)

※今後は、平年度 58 百万円程度の減収額を見込む(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。

③ 効果・税収減是認効果

《効果》

1. 達成目標の実現状況

・平成 24 年度から平成 27 年度までに進出後に税制を活用した企業数 12 社

(単位:社)

	H24	H25	H26	H27
活用企業数	2	2	5	3

※平成 24 年度から平成 26 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、平成 27 年度は沖縄県庁実施の企業アンケート調査。

・上記企業の雇用者数 175 名

※沖縄県調べ(平成 28 年 7 月末現在)

※上記の活用企業延べ 12 社のうち、各年度の重複分を除いた 6 社の雇用者数合計。

推計による今年度以降の見込みは以下のとおり。

	H28	H29	H30	H31	H32	H33
企業数	8	16	20	24	30	30
雇用者数	232	464	580	696	870	870

※「企業数」は、進出後に税制を活用した企業数。

※「雇用者数」は「進出後に税制を活用した企業」により新たに雇用された者の人数。

平成 24 年度から平成 27 年度までの実績を勘案し、1 企業当たり 29 名の雇用と仮定する(175 名/6 社)。

2. 所期の目標の実現状況

前回要望時には、平成 33 年度までに①国際物流拠点産業の新規立地企業数(累計)を 260 社とし、②国際物流拠点産業の雇用者数を 5,400 人とすることを目標として掲げていたところ、現状は表 2 のとおりとなっており、鈍足ではある

が目標達成に向け着実に進んでいる。

(各年度の立地企業数及び雇用者数)

(単位:社、人)

	H24	H25	H26	H27
立地企業数	50	53	60	73
雇用者数	721	892	862	992

※上記企業数及び雇用者数は、成果指標を設定した当初に本税制の対象地区となっていた旧那覇地区及び旧うるま地区に限定した数値。

なお、前回事前評価時の点検結果において、「本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかでなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。」という指摘を受けたため、今般、8-③のとおり達成目標を変更した。

### 3. 制度が延長できない場合の影響

本制度は沖縄への投資を検討している企業を後押しし、また進出後の企業の自助努力による早期安定化及び規模拡大を促すものである。

沖縄県が毎年度東京・大阪で実施している「企業誘致セミナー」の平成27年度の企業アンケート結果によれば、沖縄の投資環境の魅力として本税制を挙げた企業の割合は全体の48.0%となっており(参考1)、企業にとって一定のインセンティブとなっていることが推察される。具体的には、平成26年度の本税制の改正(要件緩和等)以降、年度毎の企業増加率は改正前の2倍以上に増加しており、これに伴い県内からの搬出額も増加しているところ(参考2)。

本制度が延長できない場合、今後沖縄への立地を検討している企業の投資意欲を削いでしまいかねず、結果として企業進出の低迷や撤退、及び雇用機会の喪失につながる事となる。そのため、本制度を継続することで引き続き企業誘致を推進するとともに、企業の自助努力による規模拡大を促すことで、沖縄における民間主導の自立型経済の構築を図っていきたい。

(参考1:企業誘致セミナーでのアンケート結果)

「沖縄県の投資環境で魅力を感じた点は何ですか(複数回答可)。」との問いに対する各参加企業の回答割合。(回答者数は271社。)

(単位:%)

項目	H27
特区制度による税の優遇制度等	<b>48.0</b>
地理的特性	47.6
人材育成や物流コスト等に対する支援	30.3
国際航空物流ネットワーク	28.0
沖縄県の自然環境、生活環境	24.0
人材の豊富さ	22.1
リスク分散	12.9
賃貸工場等の施設	10.0
その他	4.8

※複数回答可のため、各項目の割合は「回答数/回答者数」で算出。

			<p>(参考2:立地企業の搬出額推移)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立地企業数</td> <td>50</td> <td>53</td> <td>60</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>(増加企業数)</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>(増加率)</td> <td>6.4%</td> <td>6.0%</td> <td>13.2%</td> <td>21.7%</td> </tr> <tr> <td>搬出額</td> <td>9,780</td> <td>11,589</td> <td>12,176</td> <td>13,785</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記企業数は、成果指標を設定した当初に本税制の対象地区となっていた旧那覇地区及び旧うるま地区に限定した件数。搬出額は当該地区の実績。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本制度は、高付加価値型のものづくり企業や物流企業等の沖縄への進出を促進し、当該企業の事業拡大を通じて、沖縄における国際物流拠点産業の発展や雇用の創出に寄与している。具体的には、本特例措置を活用した企業進出等に伴って、これまで約 175 人の雇用を生んでいるところ。</p> <p>そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって県内の総生産を約 10.6 億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による 11 百万円の税収減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税活用企業による雇用者数: 175 人</li> <li>・沖縄県の労働生産性: 6,057,565 円</li> </ul> <p>→県内総生産の押し上げ効果: 約 10.6 億円</p> <p style="text-align: center;">※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数) (「県民経済計算」(内閣府)より試算)</p> <p>また、雇用効果や設備投資等による経済波及効果のほか、本制度をインセンティブとして沖縄県内への企業進出も活性化しており、本特例措置は沖縄県の国際物流拠点産業の集積の観点から減収是認にたる効果のある施策と考えられる。</p>		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	立地企業数	50	53	60	73	(増加企業数)	3	3	7	13	(増加率)	6.4%	6.0%	13.2%	21.7%	搬出額	9,780	11,589	12,176	13,785
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度																								
立地企業数	50	53	60	73																								
(増加企業数)	3	3	7	13																								
(増加率)	6.4%	6.0%	13.2%	21.7%																								
搬出額	9,780	11,589	12,176	13,785																								
10	相当性	①	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、国際物流拠点産業集積地域内に新たに立地し、又は新たに投資をした企業を対象にしており、投資を促進するものである。</p> <p>また、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して措置を講じており、また、自助努力により利益を上げ、更なる成長を求めて設備投資を行うように企業に支援対象を限定している。</p> <p>なお、補助金は、自己資金による設備投資ではないということに起因する過剰投資や無駄遣い等のモラルハザードを生じる可能性があり、また、事業者による建物の取得などの個人の資産形成に資するものにはなじまない。</p> <p>そのため、相対的に考えて、本特例措置は、必要最小限的確な措置となっている。</p>																									
		②	<p>他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等の補助金もあるが、補助金では、人材育成や地理的不利性の解消への支援を行っており、また、本制度では、事業者による建物等の取得による設備投資等への支援を行うことで、役割分担をしている。</p>																									

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税等の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月 (内閣 19)

## 国際物流拠点産業集積地域における減収額・適用見込み(試算)

○国際物流拠点産業集積地域における租税特別措置について 5 年間延長した場合の減収見込みについて、下記の通り試算。

### 1. 適用実績

(単位: 件、百万円)

項 目	所得控除			投資税額控除		特別償却			減収額合計
	件数	適用額	減収額	件数	適用額 (減収額)	件数	適用額	減収額	
26 年度	2	18	5	3	5	0	0	0	10
27 年度	2	41	10	1	1	0	0	0	11
合計	4	59	15	4	6	0	0	0	21
年平均	2	30	8	2	2	0	0	0	10
1 件あたりの 適用額	15			2		0			

※平成 26 年度は租税特別措置の適用実態調査結果、平成 27 年度は沖縄県のアンケート調査に基づく。

※法人税率については、平成 26 年度は 25.5%、平成 27 年度は 23.9%として試算。

### 2. 立地企業数

(単位: 件、%)

地域	項 目	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計
旧地域	企業数	47	50	53	60	73	283
	増加数	7	3	3	7	13	33
	増加率	17.5%	6.4%	6.0%	13.2%	21.7%	13.2%
H26 拡大地域	企業数	-	-	-	-	375	375

※沖縄県のアンケート調査に基づく。

### 3. 平成 28 年度以降の見込み

#### (1) 旧地域

仮定①: 1 年度あたり、立地企業が 13.2%(過去 5 年間の増加率)増加する。

仮定②: 適用実績から立地企業が所得控除を適用する割合は 3.0%とする。

※ 所得控除件数 4 件 ÷ 立地企業件数 133 件 = 3.0%

仮定③: 適用実績から、所得控除 1 件当たりの適用額は 15 百万円とする。

※ 所得控除額 59 百万円 ÷ 所得控除件数 4 件 = 15 百万円

仮定④: 適用実績から、立地企業が投資税額控除を適用する割合は 3.0%とする。

※ 投資税額控除件数 4 件 ÷ 立地企業数 133 件 = 3.0%

仮定⑤: 適用実績から、投資税額控除 1 件当たりの適用額は 2 百万円とする。

※ 投資税額控除額 6 百万円 ÷ 投資税額控除件数 4 件 = 2 百万円

○以上の仮定に基づき、旧地域の各年度の減収額・適用見込みを試算。

(単位: 件、百万円)

年度	推計 企業数	所得控除			投資税額控除		減収額 見込み (④+⑥)
	① 件数	② 件数 (①×3.0%)	③ 適用額 (②×15)	④ 減収額 (③×税率)	⑤ 件数 (①×3.0%)	⑥ 適用額 (減収額) (⑤×2)	
平成 28	76	2	30	7	2	4	11
平成 29	86	3	45	11	3	6	17
平成 30	97	3	45	10	3	6	16
平成 31	110	3	45	10	3	6	16
平成 32	125	4	60	14	4	8	22
平成 33	142	4	60	14	4	8	22
合計		19	285	66	19	38	104
平年度		<u>3</u>	<u>48</u>	<u>11</u>	<u>3</u>	<u>6</u>	<u>17</u>

※法人税率については 29 年度までは 23.4%、30 年度以降は 23.2%として試算。

## (2) 拡大地域

仮定①: 立地企業は変動しない。

※ 工業統計調査(経済産業省)によれば拡大地域(5市)の製造業等事業所数は前年度比で平成 25 年度△5.2%、平成 26 年△3.8%と減少傾向であるが、税制による今後の企業誘致効果を加味し、企業数の変動はないものとする。

仮定②: 拡大地域における各措置の適用は平成 28 年度から 5 年間で旧地域と同水準となるよう逡増する。

※ 拡大地域については周知が不十分であることから、旧地域と同水準とするまでに相応の時間を要する。

仮定③: 適用実績から立地企業が所得控除を適用する割合は 3.0%とする。

※ 所得控除件数 4 件 ÷ 立地企業件数 133 件 = 3.0%

仮定④: 適用実績から、所得控除 1 件当たりの適用額は 15 百万円とする。

※ 所得控除額 59 百万円 ÷ 所得控除件数 4 件 = 15 百万円

仮定⑤: 適用実績から、立地企業が投資税額控除を適用する割合は 3.0%とする。

※ 投資税額控除件数 4 件 ÷ 立地企業数 133 件 = 3.0%

仮定⑥: 適用実績から、投資税額控除 1 件当たりの適用額は 2 百万円とする。

※ 投資税額控除額 6 百万円 ÷ 投資税額控除件数 4 件 = 2 百万円

○以上の仮定に基づき、拡大地域の各年度の減収額・適用見込みを試算。

(単位: 件、百万円)

年度	推計 企業数		所得控除			投資税額控除		減収額 見込み (④+⑥)
	① 件数	② 割合	③ 件数 (①×3.0% ×②)	④ 適用額 (③×15)	⑤ 減収額 (④×税率)	⑥ 件数 (①×3.0% ×②)	⑦ 適用額 (減収額) (⑥×2)	
平成 28	375	20%	2	30	7	2	4	11
平成 29	375	40%	5	75	18	5	10	28
平成 30	375	60%	7	105	24	7	14	38
平成 31	375	80%	9	135	31	9	18	49
平成 32	375	100%	11	165	38	11	22	60
平成 33	375	100%	11	165	38	11	22	60
合計			45	675	156	45	90	246
平年度			<u>8</u>	<u>113</u>	<u>26</u>	<u>8</u>	<u>15</u>	<u>41</u>

※法人税率については 29 年度までは 23.4%、30 年度以降は 23.2%として試算。

### (3) 合計

(単位: 件、百万円)

年度	推計 企業数		所得控除		投資税額控除		減収額 見込み (④+⑥)
	① 件数	② 件数	③ 適用額	④ 減収額	⑤ 件数	⑥ 適用額 (減収額)	
平成 28	451	4	60	14	4	8	22
平成 29	461	8	120	29	8	16	45
平成 30	472	10	150	34	10	20	54
平成 31	485	12	180	41	12	24	65
平成 32	500	15	225	52	15	30	82
平成 33	517	15	225	52	15	30	82
合計		64	960	222	64	128	350
平年度		<u>11</u>	<u>160</u>	<u>37</u>	<u>11</u>	<u>21</u>	<u>58</u>

※法人税率については 29 年度までは 23.4%、30 年度以降は 23.2%として試算。